原子力施設等におけるトピックス (令和2年1月6日~1月12日)

令和2年1月15日 原子力規制庁

- ○令和2年1月6日~1月12日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。
 - 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

- ○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和2年1月6日~1月12日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。
 - 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
 - 原子炉等規制法第62条の3に基づ〈報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*・・・・原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃料

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
1月6日	四国電力株式会社	伊方発電所	3号機 中央制御室非常用循環系の過去の点検時期誤りについて	保安規定第84条
1月12日	四国電力株式会社	伊方発電所	3号機 原子炉容器上部炉心構造物吊り上げ時の制御棒引き上がりについて	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス 該当なし

< その他 > 該当なし



<u>本文へ</u> <u>サイトマップ</u> <u>新着履歴</u> <u>English</u> 御意見・御質問 ●ページ ○ PDF ○ すべて 検索 文字サイズ変更 標準 大 最大

65

緊急時ホームページ/メール登録

ホーム

組織について

政策について

会議・面談等

原子力規制事務所

法令・基準

手続き・申請

緊急情報 24時間以内に緊急情報はありません。

情報提供はありません。

Ç5 緊急時ホームページ/メール登録

ホーム 会議・面談等 原子力施設別規制法令及び通達に係る文書 原子力発電所の規制法令及び通達に係る文書 四国電力株式会社 伊方発電所 四国電力 (株)から伊方発電所3号機における運転上の制限の逸脱に係る報告を受領

四国電力(株)から伊方発電所3号機における運転上の制限の逸脱に係る報 告を受領

> 令和2年01月06日 原子力規制委員会

原子力規制委員会は、令和2年1月6日に四国電力株式会社(以下「四国電力」という。)から、実用発電用原子 炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、伊方発電所3号機の運転上の制限 (注1) の逸脱につ いて、下記のとおり報告を受けました。

1.四国電力からの報告内容

伊方発電所3号機は、第15回定期検査中において、予防保全を目的とした中央制御室非常用循環系 (注2) の点検 作業を実施しようとしたところ、保安規定第88条 (注3) に定める点検が実施可能な時期でないことがわかったた め、当該点検作業を延期した。

このため、過去に実施した予防保全を目的とした点検作業を確認したところ、第14回定期検査時に実施した同作 業が保安規定第88条に定める点検を実施可能な時期でない時期に行っており、保安規定第84条^(注4)に定める運 転上の制限を逸脱していたことを確認した。

2.原子力規制委員会の対応

運転上の制限を逸脱した中央制御室非常用循環系作業は、平成29年10月5日に実施され同日復旧(逸脱時間:5 時間17分) していること、その後、3号機においては、現在まで同作業が行われていないことを確認した。 今後、当時の同作業の実施に関する手順書等を確認するとともに、逸脱時の対応状況を保安検査等で確認しま

- (注1) 運転上の制限とは、保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器 (ポンプ等) の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は 運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。
- (注2) 放射性物質が放出されるような重大事故が発生した場合に、放射性物質が中央制御室へ流入することを防 止するため外気を遮断し、中央制御室等の空気をフィルタ経由で循環させる空調装置です。
- (注3) 保安規定第88条第3項、表88において、中央制御室非常用給気ファン、中央制御室空調ファン、中央制御 室再循環ファン、中央制御室非常用給気フィルタユニットを保全計画等に基づき定期的に点検・保修を実施 する場合、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中以外の時期に実施する ことが要求されています。
- (注4) 保安規定第84条表84-17において、モード1、2、3、4、5、6および使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵し ている期間は、中央制御室非常用循環系1系統が動作可能であることが要求されているが、モード5において 同作業を実施していた。

関係ページ

四国電力株式会社 伊方発電所 規制法令及び通達に係る文書

原子力発電所の規制法令 及び通達に係る文書

- ▶ 北海道電力株式会社 泊発電 所
- ▶ 電源開発株式会社 大間原子 力発電所
- ▶ 東京電力ホールディングス株 式会社 東通原子力発電所
- 東北電力株式会社 東通原子 力発電所
- ▶ 東北電力株式会社 女川原子
- 東京電力ホールディングス株 式会社 柏崎刈羽原子力発電
- ▶ 東京電力ホールディングス株 式会社 福島第一原子力発電
- ▶ 東京電力ホールディングス株 式会社 福島第二原子力発電
- ▶ 日本原子力発電株式会社 東 海第二発電所
- ▶ 日本原子力発電株式会社 東 海発電所
- ▶ 中部電力株式会社 浜岡原子
- ▶ 北陸電力株式会社 志賀原子 力発電所
- ▶ 日本原子力発電株式会社 敦 賀発電所
- 関西電力株式会社 美浜発電
- ▶ 関西電力株式会社 大飯発電
- 関西電力株式会社 高浜発電 所

お問い合わせ先

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

安全規制管理官(実用炉監視担当): 武山 松次

担当: 実用炉監視部門 吉野、小野 電話(直通): 03-5114-2262 電話(代表): 03-3581-3352 中国電力株式会社 島根原子 力発電所

- 四国電力株式会社 伊方発電 所
- ▶ <u>九州電力株式会社 玄海原子</u> 力発電所
- ▶ <u>九州電力株式会社 川内原子</u> <u>力発電所</u>

ページトップへ

原子力に関するお問い合わせは こちら

03-5114-2190

利用規約 プライバシーポリシー アクセシビリティについて

原子力規制委員会(法人番号 9000012110002)

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 TEL: 03-3581-3352 (代表) 地図・アクセス

Copyright \circledcirc Nuclear Regulation Authority. All Rights Reserved.

(原子力規制委員会HP掲載)





令和2年1月7日四国電力株式会社

伊方発電所3号機 中央制御室非常用循環系の過去の点検時期誤りについて

伊方発電所3号機(定格電気出力89万キロワット)は第15回定期検査中のところ、昨日16時30分、前回の第14回定期検査時に実施した中央制御室非常用循環系^{*1}の点検作業において、実施時期の誤りにより保安規定に定める運転上の制限を満足していなかったこと^{*2}を確認しました。

その後、過去の定期検査および現在実施中の定期検査において、同様の事象がないことを確認しました。

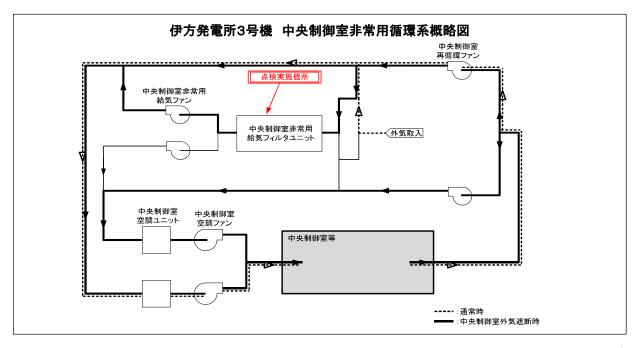
今後、点検作業や検査等を確実に実施するとともに、引き続き原因を調査します。

なお、当該設備の点検は予防保全を目的としたものであり、当時において、当該設備 に異常はありませんでした。

また、本事象による環境への放射能の影響はありませんでした。

(参考)

- ※1:放射性物質が放出されるような重大事故が発生した場合に、放射性物質が中央 制御室へ流入することを防止するため外気を遮断し、中央制御室等の空気をフィルタ経由で循環させる空調装置。
- ※2:保安規定では、中央制御室非常用循環系の点検作業が実施できる期間を燃料取り出し後として定めているが、前回の第14回定期検査では当該期間外に点検作業を行っていた。



以上





令和2年1月12日 四国電力株式会社

伊方発電所3号機 原子炉容器上部炉心構造物 吊り上げ時の制御棒引き上がりについて

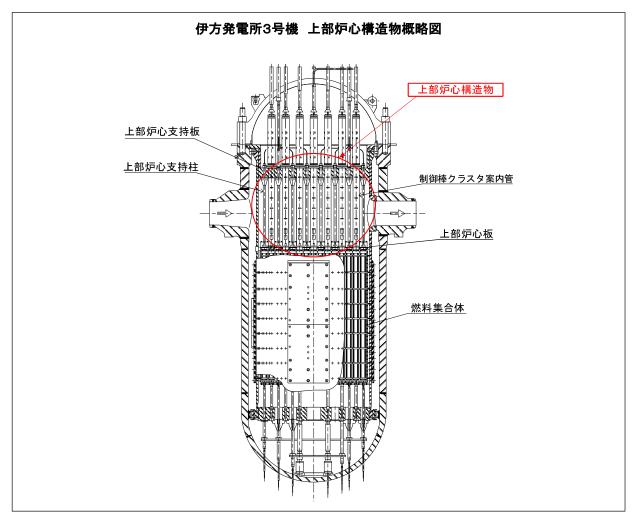
伊方発電所3号機(定格電気出力89万キロワット)は第15回定期検査中、原子炉容器の上部炉心構造物*を吊り上げしていたところ、本日13時20分、制御棒1体が切り離されておらず、上部炉心構造物とともに引き上げられていることを、保修員が確認しました。

詳細は、今後調査します。

なお、本事象による環境への放射能の影響はなく、未臨界は維持されております。

(参考)

※:原子炉容器内の構造物のうち上部を構成する一体化構造物であり、上部炉心支持板、上部炉心板、上部炉心支持柱、制御棒クラスタ案内管等から構成される。



以 上 (四国電力株式会社HP掲載)





令和2年1月13日 四国電力株式会社

伊方発電所3号機 原子炉容器上部炉心構造物 吊り上げ時の制御棒引き上がりについて(続報)

伊方発電所3号機(定格電気出力89万キロワット)は第15回定期検査中、原子炉容器の上部炉心構造物*を吊り上げしていたところ、1月12日13時20分、制御棒1体が切り離されておらず、上部炉心構造物とともに引き上げられていることを、保修員が確認しました。 (1月12日お知らせ済み)

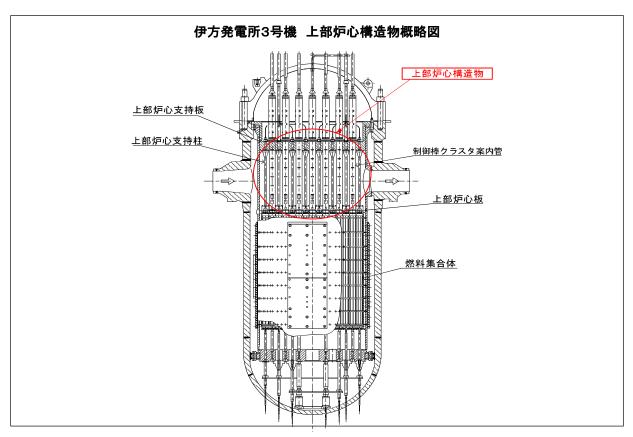
その後、上部炉心構造物を下ろして当該制御棒を切り離し、再度上部炉心構造物を吊り上げ、当該制御棒が引き上がらないことを確認し、本日10時34分、上部炉心構造物の取り外しを完了しました。

今後、原因を詳細に調査します。

なお、本事象による環境への放射能の影響はありません。また、燃料取り出し作業に備えて、あらかじめ原子炉容器内の1次冷却材ほう素濃度を高めていることから、制御棒の有無にかかわらず、未臨界は維持されております。

(参考)

※:原子炉容器内の構造物のうち上部を構成する一体化構造物であり、上部炉心支持板、上部炉心板、上部炉心支持柱、制御棒クラスタ案内管等から構成される。



以上 (四国電力株式会社HP掲載)